

事務連絡
令和2年7月10日

就労継続支援（A・B型）事業所
管理者様

奈良市福祉部障がい福祉課長

就労系障害福祉サービスにおける生産活動活性化支援事業に係る所要額調査について（依頼）

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご協力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

この度、国の令和2年度第二次補正予算において、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対し、その再起に向けて必要な費用を支援することとなりました。

つきましては、厚生労働省の依頼に基づき、当該事業に係る所要額調査を実施しますので、事業の活用を希望される事業所におかれましては、下記の内容をご確認のうえ、別添所要額調査票の提出をお願いいたします。

なお、本調査は所要額の調査となりますので、調査票の提出により補助金の申請を受け付けるものではありません。別途、正式な交付申請が必要となりますので、ご注意ください。

記

1. 生産活動活性化支援事業の内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、生産活動収入が相当程度減収している就労継続支援事業所に対し、その生産活動の再起に向けて必要な費用を助成する。

2. 対象となる事業所

厚生労働省「就労系障害福祉サービス等の機能強化事業（第二次補正予算）実施要綱」の「3 事業の内容（1）①」に定める「対象となる事業所」の要件に該当する事業所

※対象事業所となるためには、それぞれの要件に該当することが必須となるため、上記実施要綱を必ずご確認ください。

3. 対象となる費用

次に例示する費用等、生産活動の実施に必要な経費であって、その存続、再起に向けて就労支援事業会計から支出すべき費用

ア 生産活動を存続させるために必要となる固定経費等の支出に要する費用

イ 生産活動の再稼働に係る設備整備のメンテナンス等に要する費用

ウ 通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用

エ 新たな生産活動への転換等に要する費用

オ 在庫調整等に要する費用や風評被害への対応等に係る広報活動に要する費用

カ その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用

4. 助成額

1 事業所当たり上限 50 万円。複数の事業所を運営する法人においては、1 法人あたり上限 200 万円となります。（※調査票に記載いただいた算定額から減じる場合もあります。）

5 提出期限及び提出方法

令和 2 年 7 月 1 6 日（木） 1 7 時まで（必着）

【提出方法】

・別添エクセルデータ、「所要額調査票」を電子メールにて下記へ送付してください。

提出メールアドレス：jigyoushoshitei-shougai@city.nara.lg.jp

メールの件名及びエクセルデータ名の先頭に「【●●●】」として、法人名を記載してください。

期限までに提出がない場合は、該当が無いものとして処理します。

・別添エクセルデータ「所要額調査票」中、「所要額調査票」の名前を付したシートは必須で、一括報告の対象となる事業者の場合は、事業所ごとに「別添」シートを作成して併せて提出してください。

6 留意事項

- (1) 複数の事業所を運営する法人は、本市が指定権者となる事業所分について、一括して提出してください。本市以外の指定権者にも報告している場合は、その旨をメールにも記載してください。
- (2) 今回は、国への予算要求のための基礎資料とするためのものであり、補助金の申請を受け付けるものではありません。また、今回の書類の提出をもって、補助金が確約されるものではありません。
- (3) 現段階において、事業所の減収等が確認できる資料を提出する必要はありませんが、申請時（後日案内予定）においては、財務諸表や売上帳簿等の証拠となる資料を提出いただく必要があります。

【問合せ・提出先】

奈良市福祉部障がい福祉課 指定係

TEL : 0742-34-4593

MAIL : jigyoushoshitei-shougai@city.nara.lg.jp